

ベビーシッター利用者支援の制度変更について

1. 事業概要

- (1) 事業名 ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）
(2) 助成対象 当該月において、認可保育所等への入所申込みをし、「不承諾」となった0～2歳児
(3) 本人負担金額 1時間あたり250円
(4) 利用時間上限

保育短時間認定	1日8時間かつ月160時間まで
保育標準時間認定	1日11時間かつ月220時間まで

- (5) 利用可能時間 月曜日から土曜日の午前7時から午後10時まで
※祝日および休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
(6) 利用方法 ①利用者は対象者確認申請を区に行い、「対象者確認書」の交付を受ける。
②対象事業者と契約を締結。
③区に「ベビーシッター利用支援事業アカウント発行申請書」を提出。
④クーポンの発行に必要なアカウント情報が、全国保育サービス協会より、利用者に送付される。
⑤クーポンの提示によりベビーシッター利用。

2. スケジュール（予定）

令和2年1月末～2月上旬	周知開始
令和2年2月中旬	事前申請受付開始
令和2年4月1日	事業開始
令和2年4月以降	申請受付（随時）

※参考

令和元年度までの認可外居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の保育料助成は、1,910円×利用時間（上限160時間）を償還払いにより実施している。